

改正

平成二五年 三月二八日規則第二五号

平成二五年一二月二六日規則第五八号

広島県未来チャレンジ資金貸付規則をここに公布する。

広島県未来チャレンジ資金貸付規則

(目的)

第一条 県は、県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の育成を図るため、大学院等専門課程においてイノベーションの創出に寄与する知識を習得するものに対し、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において、修学のために必要な資金の貸付けを行う。

(定義)

第二条 この規則において「イノベーション」とは、新しい発想や手法によって、物、情報、仕組み等を組み合わせることにより、本県産業の発展に資する新たな価値を創造していくことをいう。

2 この規則において「大学院等専門課程」とは、イノベーションに寄与すると知事が認める学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院の課程その他これに準ずると知事が認める国内外の教育機関の課程をいう。

(資金借受者の資格)

第三条 第一条の規定による資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- 一 大学院等専門課程に在学する者であること。
- 二 将来、県内に本店を有する会社、県内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）のうち主たるもの（以下「主たる事務所等」という。）を置く個人事業者又は県外に本店を有する会社、県外に主たる事務所等を置く個人事業者の県内の支店若しくは事務所等（以下「県内企業等」という。）に就業（県内に本店又は主たる事務所等を置いて事業を営むことを含む。以下同じ。）しようとする者であること。
- 三 大学院等専門課程に在学することとなる年の四月一日現在において四十歳未満の者であること。
- 四 日本国籍を有する者又は永住者若しくは特別永住者であること。

五 企業又は官庁、地方公共団体その他の団体（以下「官公庁等」という。）における実務経験を二年以上有する者であること。

六 企業又は官公庁等の派遣により修学する者でないこと。

七 他の奨学金等を受給していない者であること。

八 過去に資金の貸付けを受けたことが無い者であること。

（資金の貸付期間、額及び利子等）

第四条 資金の貸付けは、次の表の上欄に掲げる貸付対象者の区分に応じて、同表中欄に掲げる貸付期間において、同表下欄に掲げる費用の額の合計額を当該貸付期間の月数で除して得た額（千円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）又は月額十万円（外国の大学院等専門課程にあっては二十万円）のいずれか低い額を限度として行うものとする。ただし、貸付け希望者を募集する時期等を勘案して知事が必要と認める場合その他特別の事情があるときは、この限りでない。

対象者の区分	貸付期間	費用
資金の貸付申請の際、大学院等専門課程に在学していない者であって、その後に大学院等専門課程に在学することとなった者	大学院等専門課程に入学した日の属する月から、大学院等専門課程の課程を通常の修学年限によって修了する日の属する月までの期間又は三年間のいずれか短い期間	一 入学金 二 授業料 三 住居の賃借料（通学のために転居が必要と知事が認めた場合に限る。）
資金の貸付けの申請をした日に大学院等専門課程に在学している者	知事が定める月から、大学院等専門課程の課程を通常の修学年限によって修了する日の属する月までの期間	一 授業料 二 住居の賃借料（通学のために転居が必要と知事が認めた場合に限る。）

2 資金は、無利子とする。

3 資金は、修学生（第八条第三項又は第九条第一項の規定による資金の貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。）に三月分ずつその三月の最初の月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（修学生の募集）

第五条 知事は、資金の貸付けを行おうとするときは、あらかじめ、資金の貸付対象者、貸付期間、貸付申請の受付期間その他の必要な事項を記載した募集要項を作成して募集するものとする。

(資金の貸付申請)

第六条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「希望者」という。）は、別記様式第一号による申請書に次の各号に掲げる希望者の区分に応じて当該各号に定める書類を添えて、前条の募集要項で定める受付期間内に知事に提出しなければならない。

- 一 貸付申請書の提出後に、大学院等専門課程の入学試験の合否が判明する希望者
 - イ 修学しようとする大学院等専門課程の募集要領、カリキュラムその他修得しようとする内容が記載されたもの
 - ロ 別記様式第二号による応募理由書
 - ハ 住民票の写し
 - ニ 健康診断書
 - ホ その他知事が必要と認める書類
 - 二 貸付申請書の提出の際に、大学院等専門課程の入学試験の合否が判明している希望者（次号に掲げる者を除く。）
 - イ 前号イからホまでに掲げる書類
 - ロ 大学院等専門課程の入学試験に合格したことを証する書類の写し
 - 三 貸付申請書の提出の際に、大学院等専門課程に在学している希望者
 - イ 第一号イからホまでに掲げる書類
 - ロ 在学証明書その他の大学院等専門課程に在学していることが確認できる書類
 - ハ 第四条の表の下欄に掲げる費用の額を証する書類
- 2 前項第一号に掲げる者は、同項第二号ロに掲げる書類を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(保証人)

第七条 希望者は、二人以上の保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、希望者と連帯して債務を負担するものとする。

(資金の貸付けの決定等)

第八条 知事は、第六条第一項第一号及び第二号に掲げる希望者から同条第一項の規定により書類の提出を受けたときは、当該書類を審査し、必要に応じて面接その他の方法を併用して選考を行った上で、当該希望者が申請書に記載した大学院等専門課程に在学した場合には資金を貸し付けるかどうかを決定（以下「貸付けの内定」という。）し、貸し付けることとした場合には、その旨を別記様式第三号による内定通知書により希望者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた希望者（以下「内定者」という。）は、次に掲げる書類を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

一 大学院等専門課程への入学に必要な手続きを行ったこと又は大学院等専門課程に在学することを証する書類

二 第四条第一項の表の下欄に掲げる費用の額を証する書類

三 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の書類の提出を受けたときは、資金を貸し付けること及び貸し付ける資金の額を決定し、その旨を別記様式第四号による通知書により内定者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた修学生は、前条の規定による保証人が連署（保証人が法人の場合にあっては、代表者が連署）した別記様式第五号による誓約書を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

第九条 知事は、第六条第一項第三号に掲げる希望者から同条第一項の規定により書類の提出を受けたときは、当該書類を審査し、必要に応じて面接その他の方法を併用して選考を行った上で、資金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることとした場合は、その金額を決定し、その旨を別記様式第四号による通知書により希望者に通知するものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による貸付けの決定を受けた修学生に準用する。

（資金の貸付けの中止）

第十条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資金の貸付けを中止するものとする。

一 修了の見込みがなくなったとき。

二 第三条各号の要件を欠くに至ったとき（次条第二項に該当する場合を除く。）。

三 その他資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により資金の貸付けを中止したときは、その旨を別記様式第六号による通知書により当該修学生に通知するものとする。

（資金の貸付けの一時停止）

第十一条 知事は、修学生がその大学院等専門課程を休学したとき若しくは停学処分を受けたときは、その者に対する資金の貸付けを一時停止するものとする。

2 知事は、前項の場合のほか、修学生の学業の成績又は性行が不良となったと認められる場合において、その改善の見込みがあると認められるときは、その者に対する資金の貸付けを一時停止することがある。

- 3 知事は、前二項の規定により資金の貸付けを一時停止することを決定したときは、その旨を別記様式第六号による通知書により当該修学生に通知するものとする。
- 4 第一項又は第二項の規定により資金の貸付けを一時停止する期間は、第一項の場合にあっては休学を開始した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日又は停学処分が解除された日の属する月まで、第二項の場合にあっては前項の規定によって知事が資金の貸付けの一時停止を通知した日の属する月の翌月から知事が修学生の学業の成績又は性行が改善されたと認めて当該修学生に対し資金の貸付けの停止を解除する旨を通知した日の属する月までとする。この場合において、停学処分を受けた日と当該処分が解除された日が同一の月に属するときの資金の貸付けを一時停止する期間は、当該停学処分を受けた日の属する月の翌月とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、知事は、前項の規定による資金の貸付けを一時停止する期間が第一項の場合にあっては二年、第二項の場合にあっては一年をそれぞれ超えるときは、資金の貸付けを中止することがある。
- 6 前条第二項の規定は、前項の規定によって資金の貸付けを中止した場合について準用する。

(資金の辞退)

第十二条 修学生は、いつでも別記様式第七号による申請書を知事に提出して、資金の辞退を申し出ることができる。

(資金の返還)

第十三条 資金は、貸付期間が満了した月の翌月又は第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定により資金の貸付けが中止され、若しくは前条の規定により資金の貸付けを辞退したことにより資金を貸し付けられなくなった月から一年間据え置き、据置期間経過後一月以内に貸付けを受けた全額を返還しなければならない。

- 2 前項の規定は、返還期日前に資金を返還することを妨げるものではない。

(資金の返還の猶予)

第十四条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、資金の返還を猶予するものとする。

- 一 第十五条第一項第一号に掲げる要件を満たす過程にあるとき。 県内企業等に就業している期間が八年に達するまでの期間
- 二 第十五条第一項第一号に掲げる要件を満たすことができない場合であって、やむを得ない理由があると知事が認めるとき。 知事が指定する期間
- 三 第十一条第五項の規定により資金の貸付けを中止され、又は第十二条の規定により資金を辞

退した後、大学院等専門課程に在籍しているとき。 大学院等専門課程に在籍している期間

四 前各号に掲げる場合のほか、災害、疾病その他やむを得ない理由により資金の返還が困難となったとき。 知事が指定する期間

- 2 前項の規定により資金の返還の猶予を受けようとする者は、別記様式第八号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項第三号及び第四号の規定に該当することにより資金の返還の猶予を受けようとする者は、前項の申請書にその事実を証する書類を添えなければならない。
- 4 第一項の規定により資金の返還の猶予の承認を受けた申請の内容を変更しようとする者は、別記様式第九号による変更申請書を知事に提出しなければならない。
- 5 第三項の規定は、前項の規定により申請の内容を変更しようとする者について準用する。

(資金の返還の免除)

第十五条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部を免除するものとする。

- 一 大学院等専門課程の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間のうち八年以上、県内企業等に就業したとき。
- 二 大学院等専門課程に在籍中死亡し、又は重度の障害の程度に至る心身の故障のため大学院等専門課程を退学したとき。
- 三 大学院等専門課程の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間に、県内企業等に就業中に当該県内企業等の業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のため当該県内企業等に就業することができなくなったとき。
- 2 知事は、修学生が、大学院等専門課程の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間に死亡し、又は心身の故障のため県内企業等に就業することができなくなった場合であって、前項第三号に該当しないときは、資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することがある。
- 3 知事は、大学院等専門課程の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間のうちで、県内企業等に就業しなかった期間が一年を超えたものであって、当該超えるまでの期間の中で、県内企業等に就業していた期間が四年以上あるときは、資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の一部を免除するものとする。
- 4 前二項の規定によって返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、特別の事情があると知事が認めたときは、この限りでない。

一 死亡し、又は心身の故障のうち重度障害により資金を返還することができなくなったとき。

返還する債務の全額

二 重度障害の程度に至らない心身の故障のため県内企業等に就業することができなくなったとき又は前項に該当するとき。貸付けを受けた資金の総額に、県内企業等に就業した月数のうち四年を超えて就業した月数を四十八で除して得た数（その額に小数点以下二位未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数）を乗じて得た額

5 第一項第一号、第三項又は前項第二号の規定により県内企業等に就業した期間を算定する場合は、次に定めるところによるものとする。

一 県内企業等に就業した期間に一月未満の端数が生じる場合の当該端数の期間は、県内企業等に就業した期間に算入しないものとする。

二 複数の県内企業等に就業した場合であって、一月に満たない就業期間が二以上ある場合は、当該一月に満たない期間を合算するものとし、当該合算した期間の計算については、三十日をもって一月とするものとする。

三 県内企業等に就業中、当該県内企業等の業務上の理由により負傷し、又は疾病にかかったため当該業務に従事できなかった期間については、県内企業等に就業した期間とみなして、当該期間に算入するものとする。

6 修学生又はその相続人は、第一項から第三項までの規定により資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、別記様式第十号による申請書及び別記様式第十一号による就業証明書（第一項第二号に該当する場合にあっては、大学院等専門課程の退学証明書）に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 第一項第三号に該当する場合 死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書並びに当該死亡又は心身の故障が県内企業等の業務上の理由によることを証する書類

二 第一項第二号又は第二項に該当する場合 死亡診断書又は心身の故障の事実及び程度を証する診断書

（借用証書の提出）

第十六条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、別記様式第十二号による借用証書を知事に提出しなければならない。

一 第四条第一項の規定による資金の貸付けの期間が満了したとき。

二 第十条第二項（第十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの中止の通知を受けたとき。

三 第十二条の規定により資金の貸付けを辞退したとき。

(異動の届出)

第十七条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、資金の返還を完了し、又は第十五条の規定により資金の返還の免除を受けるまで、別記様式第十三号による異動届書に当該届出事項を証する書類を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 大学院等専門課程を休学し、転学し、退学し、若しくは修了し、又は大学院等専門課程に留年し、若しくは復学したとき。

三 大学院等専門課程において停学その他の処分を受けたとき。

四 県内企業等に就職し、転職し、又は退職したとき。

五 保証人の氏名若しくは住所（保証人が法人の場合にあっては、その名称若しくは所在地又は代表者の氏名）に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 県内企業等に就業している修学生は、資金の返還を完了し、又は第十五条第一項第一号若しくは第三項の規定により資金の返還の債務の免除を受けるまでは、毎年四月一日現在における就業の状況を同月二十日までに別記様式第十四号による報告書により知事に報告しなければならない。

(死亡届)

第十八条 修学生が資金の返還完了前に死亡したときは、保証人は、別記様式第十五号による死亡届に死亡診断書を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第十九条 修学生は、正当な理由がなく、資金の返還期日までに資金を返還しない場合は、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年十四・五パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払わなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

2 平成二十四年七月八日までの間における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号ハ中「住民票の写し」とあるのは「住民票の写し又は外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」とする。

3 当分の間、第十九条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に

より告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則 (平成二五年三月二八日規則第二五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の広島県未来チャレンジ資金貸付規則により貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年一二月二六日規則第五八号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第二条を除く。)による改正後の各規則の規定は、平成二十六年一月一日以後に新たに行われた契約の締結、使用許可又は貸付けの決定について適用し、同日前に行った契約の締結、使用許可又は貸付けの決定については、なお従前の例による。

(別記)

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条・第9条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第10条・第11条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第14条関係)

様式第9号(第14条関係)

様式第10号(第15条関係)

様式第11号 (第15条関係)

様式第12号 (第16条関係)

様式第13号 (第17条関係)

様式第14号 (第17条関係)

様式第15号 (第18条関係)